

球磨村戸籍情報システム更改事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本事業は、より利便性が高く、長期に渡り継続使用が可能な信頼できるシステムの供給業者を選定することにより、事務の合理化と処理の効率化を図り、村民サービスの向上を目的とする。

本実施要領は、上記の目的を果たすため、戸籍情報システムを供給する業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めたものである。

提案を希望する業者は、本実施要領を踏まえ、関連書類を提出するものとする。

2. 事業内容

(1) 事業名

球磨村戸籍情報システム更改事業

(2) 履行場所

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場及び受託事業者内

(3) 履行期間

令和4年度から令和10年度まで

- ① 戸籍データの移行作業開始 令和4年7月（予定）
- ② 新戸籍システム本稼動（関連事務を含む） 令和5年4月（予定）
- ③ 保守委託期間 令和5年5月から
令和10年4月まで（予定）

(4) 募集及び選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 実施スケジュール

No.	イベント	期間または期限
1	プロポーザル実施要領掲載	令和4年3月25日（金）
2	参加表明書提出締切	令和4年4月13日（水）17時まで
3	質問票提出締切	令和4年4月13日（水）17時まで
4	質問回答予定日	令和4年4月20日（水）
5	プロポーザル辞退届提出締切	令和4年4月25日（月）17時まで
6	プロポーザル関係書類一式提出締切	令和4年4月28日（木）17時まで
7	プレゼンテーション	令和4年5月11日（水）を予定 （詳細は提案予定者に後日通知）
8	選定結果通知発送	令和4年5月16日（月）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと
- (2) 法人税、法人村民税、消費税及び地方消費税について未納が無いこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (5) 熊本県内自治体において戸籍情報システムの契約実績があること。

4. 仕様書および提出書類

- ・球磨村戸籍情報システム更改事業仕様書
- ・（様式1）参加表明書
- ・（様式2）提案依頼に対する質問書
- ・（様式3）辞退届
- ・（様式4）誓約書
- ・（様式5）提案書作成要領
- ・（様式6）機能要件回答書
- ・（様式7）球磨村戸籍情報システム更改事業見積書

※仕様書および提出書類は本要領を確認の上、資料の開示を希望する業者へのみ配布するものとする。希望する業者は本要領項番10問い合わせ先まで連絡をすること。

5. 各書類の提出期限および提出方法

- (1) 参加表明に関するもの
 - ・提出書類 参加表明書（様式1）
 - ・受付期限 令和4年4月13日（水）17時まで
- (2) 質問に関するもの
 - ・提出書類 提案依頼に対する質問書（様式2）
 - ・受付期限 令和4年4月13日（水）17時まで
 - ・回答予定日 令和4年4月20日（水）
 - ・回答方法 提案予定の全社に電子メール又はFAXで回答する
- (3) 参加辞退に関するもの
 - ・提出書類 辞退届（様式3）
 - ・提出部数 代表者印押印のもの1部
 - ・提出期限 令和4年4月25日（月）17時まで

(4) プロポーザル関係書類一式に関するもの

①誓約書

- ・提出書類 誓約書(様式4)
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部
- ・提出期限 令和4年4月28日(木)17時まで

②提案書

- ・提出書類 任意
※提案書作成要領(様式5)の内容について回答すること
- ・提出部数 正本1部、副本5部(コピー可)
- ・提出期限 令和4年4月28日(木)17時まで

③機能要件回答書

- ・提出書類 機能要件回答書(様式6)
- ・提出部数 正本1部、副本5部(コピー化)
- ・提出期限 令和4年4月28日(木)17時まで

※提案にあたり機能を開発する場合は、球磨村戸籍情報システム更改事業見積書(様式7)内の④カスタマイズ費用に機能開発及び実装費用を明記すること。

④ 見積書

- ・提出書類 球磨村戸籍情報システム更改事業見積書(様式7)
※税率は提出日時点のものとする
- ・提出部数 正本1部
- ・提出期限 令和4年4月28日(木)17時まで

(5) 提出方法

- (1) (3) (4) は本要領項番10の提出先へ持参または郵送する。
- (2) は本要領項番10のFAX番号または電子メールアドレスに送信する。

(6) 留意事項

- ① 提出期限内に指定書類の提出がない場合や不備がある場合は、失格とする。
- ② 参加表明書提出後に辞退する場合には指定の様式(様式3)を使用し、辞退届を提出すること。参加は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- ③ プロポーザル書類は、1業者につき1点とする。
- ④ 見積書には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。
- ⑤ プロポーザルの提出書類に虚偽を記載し、プロポーザルが無効とされた場合は、その者に対して、以後の契約行為を行わないなどの措置をとる場合がある。

6. 評価方法及び評価基準

(1) 概要

プロポーザルにおける供給事業者選定にあたっては、球磨村戸籍情報システム更改事業プロポーザル審査委員において、提出された提案書及び機能要件回答書を審査した上で技術点を決定、見積書により価格点を決定し、その合計点により、最も優れていると判断される提案を行った業者を選定し、選定された業者は、本村の予算確保が完

了した上で、本村と契約内容等の協議を行うものとする。

また、辞退等により、提案者が1業者となった場合でも、村の求める基準点を満たしていることを条件とし、選定するものとする。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ①日程については、5月11日(水)を予定している。詳細については後日通知する。
- ②1業者あたりプレゼンテーションを30分間行うものとし、その後、必要に応じ質疑応答を行うものとする。
- ③プレゼンテーション資料の当日配布は認めるが、それ以外の資料配布は認めない。
- ④プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器については各自持参すること。

(3) 評価の配点について

評価の点数については、技術点と価格点を合計した、1,000点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

技術点	850点
価格点	150点
合計	1,000点

(4) 技術点の評価方法について

提案書及び機能要件回答書(様式6)での評価点を合計して算出するものとする。

(5) 価格点の評価方法について

球磨村戸籍情報システム更改事業見積書(様式7)の金額から価格点を算出するものとする。

なお、価格の上限額は、57,862,000円(税込)とする。

7. 選考結果の通知

提案者に対し、書面にて審査結果を通知する。(5月中旬予定)

なお、審査の内容に対する問い合わせは受け付けないものとする。

8. その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却せず村の所有とするが、提案者に断り無く、他自治体、他社等に公開・配布しないこととする。
- (3) 提出された提案書等は、組織内で写しを作成し配布する場合がある。
- (4) 審査結果に対して、一切の異議申し立てはできないこととする。

9. 遵守事項

- (1) 提案者は、原則として本業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし一部について再委託する場合は当村の承認を必要とする。
- (2) 当村から提示した資料や質疑応答などで得た情報等は、他に流用・提供等することを禁じる。他自治体等を含め、外部に情報が漏れないよう管理すること。
- (3) 提案不可・辞退の場合、または提案後に選定されなかった場合は、当村から提示した

資料等は速やかに確実な方法で処分すること。

(4) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議の上決定することとする。

10. 問い合わせ先及び書類提出先

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場税務住民課住民係（担当：高沢）

TEL. 0966-32-1113

FAX. 0966-32-1230

電子メールアドレス：m-takasawa@kuma.kumamoto.jp